

清須市告示第11号

清須市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めることにより、民間事業者等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市の印刷物、ホームページ、公有財産その他の広告を掲載することができる資産として市長が認めるものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 広告掲載する広告の内容及び表現は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持つるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確であるもの
- (8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実と誤認するおそれがあるもの等消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適切でないと市長が認めるもの

3 広告掲載に係る事業者及び業種、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第4条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載の付記事項)

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にし、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属その他の事項を注記するものとする。

(雑則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。